



医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに
歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準

令和6年1月～令和6年12月の実績

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	6
イ	黄斑下手術等	2
ウ	鼓室形成手術等	23
エ	肺悪性腫瘍手術等	17
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	5

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	2
イ	水頭症手術等	48
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	62
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	4
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	5

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	9
カ	食道切除再建術等	3
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数

175

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	40
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	8
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	138
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈ステント留置術	0